

猪名川町告示第61号

猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
をここに告示する。

令和8年4月23日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 4 月 2 3 日  
要 綱 第 5 0 号

猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱（令和 7 年要綱第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（交付の条件）

第 2 0 条 補助金申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めによること。
- (2) 補助金申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

別に定める事項中

「

第 3 条	(添付書類) 1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書（別添様式 1） 2 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）（別添様式 2） 3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し 4 （既築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書 5 （既築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類
-------	--

を

6	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等の写し）
7	機器設置前の現況写真
8	発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）
9	（国の補助金を利用する場合）太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類
（指定期日）	
別途通知する。	

「

第3条	（添付書類）
1	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書（別添様式1）
2	委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。)（別添様式2）
3	見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し
4	（既築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書
5	（既築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類
6	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等の写し）
7	機器設置前の現況写真
8	発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)
9	（国の補助金を利用する場合）太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類
10	交付要件該当に係る確認書
（指定期日）	
別途通知する。	

に、

「

第 1 1 条	(添付書類)	
	1 猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績報告書 (別添様式 3) 2 請求書及び領収書の写し 3 補助対象設備の保証書の写し 4 (新築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書 5 (新築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 6 電力会社との接続契約書、売電契約書等 (F I T 認定を受けていない 再生可能エネルギー発電設備用) の写し 7 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 8 設備の設置が確認できる写真	を
	(指定期日)	
	別に指定する日	

「

第 1 1 条	(添付書類)	
	1 猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績報告書 (別添様式 3) 2 請求書及び領収書の写し 3 契約書及び契約内訳書の写し (申請時に提出があった場合を除く) 4 補助対象設備の保証書の写し 5 (新築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書 6 (新築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 7 電力会社との接続契約書、売電契約書等 (FIT 認定を受けていない 再生可能エネルギー発電設備用) の写し 8 (非 FIT 売電無の場合) 逆潮流防止装置の設置が確認できる書類 9 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類	に

	1 0 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真
	1 1 県税の滞納がないことを証明する書類、町税の滞納がないことを証明する書類等（納税証明書 滞納の税額がないことの証明）
	(指定期日) 別に指定する日

」

改める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(交付の条件)</p> <p><u>第20条 補助金申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めによること。</u></p> <p>(2) <u>補助金申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p><u>第21条 (略)</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第22条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(暴力団等の排除)</p> <p><u>第20条</u> 町長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第21条</u> この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 (略)</p>

改正条文		現行条文	
別に定める事項		別に定める事項	
関係条項	内容	関係条項	内容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書(別添様式1)</p> <p>2 委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。)(別添様式2)</p> <p>3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し</p> <p>4 (既築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書</p> <p>5 (既築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</p> <p>6 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)</p> <p>7 機器設置前の現況写真</p> <p>8 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)</p> <p>9 (国の補助金を利用する場合)太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類</p> <p>10 交付要件該当に係る確認書</p> <p>(指定期日)</p>	第3条	<p>(添付書類)</p> <p>1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書(別添様式1)</p> <p>2 委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。)(別添様式2)</p> <p>3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し</p> <p>4 (既築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書</p> <p>5 (既築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</p> <p>6 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)</p> <p>7 機器設置前の現況写真</p> <p>8 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)</p> <p>9 (国の補助金を利用する場合)太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する。</p>

改正条文		現行条文	
	<u>別途通知する。</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第11条	(添付書類)
第11条	<p>1 <u>猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績報告書(別添様式3)</u></p> <p>2 <u>請求書及び領収書の写し</u></p> <p>3 <u>契約書及び契約内訳書の写し(申請時に提出があった場合を除く)</u></p> <p>4 <u>補助対象設備の保証書の写し</u></p> <p>5 <u>(新築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書</u></p> <p>6 <u>(新築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</u></p> <p>7 <u>電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し</u></p> <p>8 <u>(非FIT売電無の場合)逆潮流防止装置の設置が確認できる書類</u></p> <p>9 <u>補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類</u></p> <p>10 <u>建物の外観及び設備の設置が確認できる写真</u></p> <p>11 <u>県税の滞納がないことを証明する書類、町税の滞納がないことを証明する書類等(納税証明書 滞納の税額がないことの証明)</u></p>	<p>1 <u>猪名川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績報告書(別添様式3)</u></p> <p>2 <u>請求書及び領収書の写し</u></p> <p>3 <u>補助対象設備の保証書の写し</u></p> <p>4 <u>(新築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書</u></p> <p>5 <u>(新築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</u></p> <p>6 <u>電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し</u></p> <p>7 <u>補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類</u></p> <p>8 <u>設備の設置が確認できる写真</u></p>	
	(指定期日)	(指定期日)	別に指定する日
		(略)	(略)

改正条文		現行条文
	別に指定する日	
(略)	(略)	

